

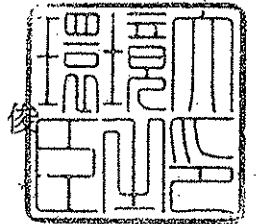


資料 1

諮問 第 206 号
環自野発第 061201002 号
平成 18 年 12 月 1 日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
若 林 正 俊



狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第11条第3項において準用する同法第3条第3項の規定に基づき、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間を別表第1のとおりとすることについて、貴審議会の意見を求めます。

(別表第1)

次の表の左欄に掲げる区域の狩猟鳥獣の捕獲等を、右欄のとおり設定する。

区 域	狩猟鳥獣の捕獲等を、する期間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで(猟区の区域内においては、毎年十月十五日から翌年三月十五日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であつて、 <u>猟区</u> の区域以外において、マゲモ(Aナ)、コガモ(Aネ)、ナユ(A)、ハジガモ(A)、オナガモ(A)、ヨシガモ(A)、カルガモ(A)、フナカ・タ、ヒ(A)、ア(ク)、ホシ(A)、ペ(A)、オナガモ(A)、ヨシガモ(A)、カルガモ(A)、フナカ、ロガモ(A)、ア(ク)、ホシ(A)、ペ(A)、オナガモ(A)、ヨシガモ(A)、カルガモ(A)、フナカ、ロハ(A)、ア(ク)、ホシ(A)、ペ(A)、オナガモ(A)、ヨシガモ(A)、カルガモ(A)、フナカ、ロ(メ)一日まで)を捕獲する場合は、毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで(猟区の区域内においては、毎年九月十五日から翌年二月末日まで)
北海道の区域	毎年十月一日から翌年一月三十一日まで(猟区の区域内においては、毎年九月十五日から翌年二月末日まで)

(参考)

対象狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について

1 改正内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第2項の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第9条第1項において定めている対象狩猟鳥獣の捕獲等をする期間を下記のとおり改めるもの。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）施行規則案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改正案

法第十一条第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで（ <u>猟区</u> の区域内においては、毎年十月十五日から翌年三月十五日まで、 <u>青森県</u> 、 <u>秋田県</u> 及び <u>山形県</u> の区域内であつて、 <u>青森県</u> 、 <u>秋田県</u> 及び <u>山形県</u> において、マカモ（アタ）、カルガモ（アタ）、マカモ（アタ）、ヨシガモ（アタ）、オナガモ（アタ）、ヒドリスカ（アタ）、ペナガモ（アタ）、ホシガモ（アタ）、アキアタ（アタ）、ハシロ（アタ）、フエラ（アタ）、キナガモ（アタ）、クナガモ（アタ）、メラニタ（アタ）を捕獲する場合は、毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで）
北海道の区域	毎年十月一日から翌年一月三十一日まで（ <u>猟区</u> の区域内においては、毎年九月十五日から翌年二月末日まで）

現行

法第十一条第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで（ <u>放鳥</u> の区域内においては、毎年十一月十五日から翌年三月十五日まで、 <u>青森県</u> 、 <u>秋田県</u> 及び <u>山形県</u> の区域内であつて、 <u>青森県</u> 、 <u>秋田県</u> 及び <u>山形県</u> において、マカモ（アタ）、カルガモ（アタ）、マカモ（アタ）、ヨシガモ（アタ）、オナガモ（アタ）、ヒドリスカ（アタ）、ペナガモ（アタ）、ホシガモ（アタ）、アキアタ（アタ）、ハシロ（アタ）、フエラ（アタ）、キナガモ（アタ）、クナガモ（アタ）、メラニタ（アタ）を捕獲する場合は、毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで）
北海道の区域	毎年十月一日から翌年一月三十一日まで（ <u>放鳥</u> の区域内においては、毎年十月一日から翌年二月末日まで）

2 改正理由

経験の浅い狩猟者の育成の場として猟区を活用するため。

